



今月の視点

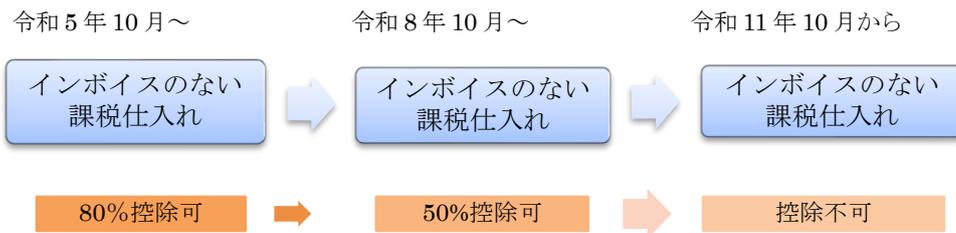
574号

「インボイスの直前準備ガイド」 ～ 10月からいよいよ始まります ～

令和5年10月1日より始まるインボイス制度に備えて事業者が取るべき対応を、免税事業者、課税事業者の売手及び、課税事業者の買手としての対応などを立場ごとに応じて説明します。

1. インボイス制度の2割特例（免税事業者）

- (1) 免税事業者は、課税事業者であることを証明するインボイスのため登録できません。
- (2) インボイス開始から6年間の経過措置



- (3) インボイスの2割特例

| R5.10 | R5.12 | R6.12 | R7.12 | R8.12 | R9.12 |
|--|-------|-------|-------|-------|---------|
| 免税事業者 | 課税事業者 | 課税事業者 | 課税事業者 | 課税事業者 | 課税事業者 |
| 売上の20%を納付税額 又は 一般・簡易課税 但し、100万円超の期間は通用できません | | | | | 一般・簡易課税 |

- (4) 免税事業者は課税事業者として登録すべき？

6年間の経過措置はあるものの、控除できない消費税は買手のコストです。値下げ交渉される可能性があります。また、値下げしたとしても、インボイスのあるなしを区分する事務の煩雑さがあります。買手からみると全ての仕入先がインボイス発行であるに越したことはありません。

免税事業者が登録した場合は、上記(3)の2割特例があります。これは同業者に対する競争力を保つためコストとして受け入れる必要があるかもしれません。ただし、技術や人手不足などインボイスと関係なく受注の可能性もあります。

2. 免税事業者

- (1) 不動産賃貸業

土地や住宅の貸付は申告課税です。ただし、店舗や事務所貸付けはインボイスが求められるでしょう。または、値下げの要求があるかもしれません。

(2) 建設業 <ひとり親方>

控除できない消費税は現事業者のコストです。ひとり親方は建設業法、下請法によって保護されますが、発注先選定においてマイナスの要因となり、取引の変更や減額要請の可能性があるでしょう。インボイスがなくても、受注できるだけの技術や特色、人手不足はどの程度か、などの分析が必要となるでしょう。

(3) プログラマー・ライター・デザイナーなど

仕事の特異性によりインボイスの交付の有無に関係なく受注できるケースを除き、登録の必要性が高い業種です。

(4) 飲食店業

お店の特色や客層、経営スタイルやビジョンにより、登録の必要性は個別対応となります。顧客が一般消費者であればインボイスは必要ないでしょう。また、事業者の接待利用などやそのような顧客を増やそうと考えているケースは必要でしょう。インボイスと関係なく人気店である場合も考えられます。よく検討しましょう。

(5) 小売業

顧客の多くは一般消費者ですから、登録する必要は低いでしょう。免税事業者は消費税を上乗せする価格表示やレシートは避けるべきです。

(6) 美容室、美容サロン、理容店、ネイルサロンなど

顧客が事業として利用しているかどうかによって検討する必要があります。領収書を必要とする顧客が多いケースは課税事業者の登録が必要と考えられます。

(7) 免税事業者としての事業継続

メニューやプライスカード、領収書の印字等について検討しましょう。消費税を記載することは禁じられていません。しかし、顧客の印象からみて消費税を上乗せする表示は避けるべきでしょう。登録番号(T+13桁の数字)と見誤る表示は禁じられています。

3. 課税事業者(売手)としての対応

(1) 登録申請期限は令和5年9月30日

(2) 登録情報の公表(公表サイト)は国税庁のHP

| 法 人 | | 個人事業者 | |
|-----|----------------|-------|---------------|
| ① | 発行事業者の名称 | ① | 氏名(旧姓・通称でも可) |
| ② | 登録番号 | ② | 登録番号 |
| ③ | 登録年月日 | ③ | 登録年月日 |
| ④ | 登録取消年月日、登録失効日 | ④ | 登録取消年月日、登録失効日 |
| ⑤ | 本店又は主たる事務所の所在地 | ⑤ | 申し出により所在地 |
| | | ⑥ | 申し出により主たる屋号 |

(3) 登録を完了したら顧客へ連絡しましょう。

(4) インボイス交付の義務と免税される取引(以下)

イ、公共交通機関……3万円未満

ロ、卸売事業特例

ハ、農協特例

ニ、郵便局特例

ホ、自動販売機特例……3万円未満

※返還インボイスの交付義務の免除……1万円未満の売上返還

(5) インボイスの交付方法

請求書、納品書、レシートなど

- (6) インボイスの写しの保存方法
- ①紙で交付して紙で保存する
 - ②紙で交付してデータで保存する
 - ③電子化インボイスを提供する
- (7) 販売業務を委託した場合はどうするか？
- ①原則は代理交付
委託業者(インボイス発行) → 受託者(代理交付) → 顧客(税額控除)
 - ②媒介者交付特例
委託業者(インボイス発行) → 受託者(インボイス交付) → 顧客(税額控除)
- (8) 偽インボイスには1年以下の懲役または50万円以下の罰金
- (9) 間違ったインボイスの交付
発行事業者(売手) → 修正して再交付 → 交付うけた事業者(買手) → 再交付後に保存

4. 課税事業者 (買手)

- (1) インボイスの保存 7年間
5年間、帳簿とインボイスの両方を保存。その後、2年間はどちらかを保存。
- (2) 毎月支払う家賃についてもインボイスの保存が必要

| | | | |
|-----|------------------------|-----|--------------------------------|
| 賃借人 | 毎月、一定期間 まとめてインボイス交付 | 賃借人 | 受け取って保存 |
| 賃借人 | 登録番号通知 | 賃借人 | 領収書 発行番号通知書 振込金受取書 保存 |

- (3) 仕入れ先が免税事業者である場合

| | | |
|------------|------------|---------|
| 売手がインボイスない | 以前の支払額維持 | 買手の利益減少 |
| | 控除不能の消費税減額 | 売手の利益減少 |

- (4) 公表サイトで売手のインボイス確認

5. 小売業者必見！納付消費税計算法

- (1) 売上税計算法

| | |
|-------------|--|
| 原則 割戻し計算 | その課税期間の税込売上高の合計額から税率ごとの課税標準額を算出し、これに各税率を乗じて課税標準額に対する消費税額等を算出する方法 ※ 現行と同じ計算方法 |
| 特例 積上げ計算 | 交付したインボイスに記載した消費税額等を算出する方法 ※ 少額の売上を大量に繰り返す小売業者に考慮した方法 ※ 簡易インボイスに「消費税額等」を記載しない場合は適用できない ※ 仕入税額につき「割戻し計算」を適用することができない |

- (2) 仕入税計算法

| | | |
|---------------|---------------|--|
| 原則 (積上げ) | 請求書等 積上げ計算 | 保存するインボイスに記載された消費税額等を積算する方法 ※ 電子明細をインボイスとしている場合に適している ※ 電子インボイスの提供を受けて自動計算するシステム又は経費の自動計算システムが必要 |
| | 帳簿 積上げ計算 | 課税仕入れの都度仕入した仮払消費税額等を積算する方法 ※ 財務会計システムによる集計 |
| 特例 (割戻し計算) | | その課税期間の税込課税仕入れの合計額を基礎とする計算方法 ※ 売上税額につき、「割戻し計算」によることが要件 |

(3) 小売業の端数処理

| 顧客から受領する消費税額の計算方法 | 納付すべき税額の有利な計算方法 | |
|---|-----------------|-------|
| | 売上税額 | 仕入税額 |
| 円未満の端数：切捨て 簡易インボイス：必ず消費税額等を記載して交付する | 積上げ計算 | 積上げ計算 |
| 円未満の端数：四捨五入又は切り上げ 簡易インボイス：消費税額等の記載をせず税率の記載でもよい | 割戻り計算 | 割戻り計算 |

消費税への、ご意見・ご質問をお待ちしています。

以上

みらい経営グループ代表 石川 光男

老齢・障害年金のご相談を受付けています。

社会保険労務士

産業カウンセラー 小菅 初子

当事務所まで TEL または FAX をお待ちしております。

4月の税務と労務

- | | |
|------------------------|------------|
| ・ 2月の決算法人の確定申告、消費税など納税 | 期限(5月 1日) |
| ・ 8月の決算法人の中間申告、納税 | 期限(5月 1日) |
| ・ 8月の決算法人の消費税の中間申告 | 期限(5月 1日) |
| ・ 3月分源泉所得税納付 | 期限(4月 10日) |

税理士法人みらい経営(発行元)

税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川 光 男

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

TEL 052(651)6000 FAX 052(652)0066

MAIL ishikawa@ishikawakk.or.jp HP <https://www.mirai-kg.com/>